

公益社団法人日本アメリカンフットボール協会

旅費規程

第一章 総則

- 第1条 この規程は、当協会の用務の為出張する役員及び職員（以下「役職員」という）並びに役職者以外の者に対し支給する旅費に関し必要な事項を定める。
- 第2条 旅費が支給されるのは、次の場合とする。
- 一、役職員が、当協会の用務の為出張を命ぜられたときは、旅費を支給する。
 - 二、役職員以外の者が、当協会の依頼により調査研究その他当協会用務の為出張した場合は、その者に旅費を支給する。
- 第3条 旅費の種類は、鉄道賃、航空賃、船舶等の交通費、宿泊費及び日当とする。
- 第4条 旅費は、経済的な通常の経路及び方法により計算する。但し、職務上の必要がある場合はこの限りではない。
- 第5条 旅費の請求は、事前に事務局に申請し、旅費の精算は、帰着した後、速やかに行わなければならない。
- 第6条 旅費を、国内出張と海外出張とに分ける。

第二章 国内出張旅費

- 第7条 交通費の支給については、次の通りとする。
- 一、鉄道賃は、100km以内は普通料金とし、100km以上は特別急行料金とした実費を支給する。
 - 二、航空機の利用に際しては、実費を支給する。但し、会長又は専務理事の承認した時に限る。
 - 三、自動車又は船舶の利用に際しては、実費を支給する。但し、会長又は専務理事の承認した時に限る。
- 第8条 宿泊費は、8,000円を上限として実費を支給する。
- 第9条 日当は、当協会が必要と認めた場合一日につき3,000円を支給する。

第三章 海外出張旅費

第10条 渡航手続料は、旅券交付料、査証手数料、出入国税、燃油サーチャージ及び傷害保険料を支給する。

第11条 交通費の支給については、次の通りとする。

一、航空賃は、実費を支給する。

二、船賃は、実費を支給する。

三、その他、鉄道、バス、車等を利用する場合は、実費を支給する。但し、会長又は専務理事の承認した時に限る。

第12条 宿泊費は実費を支給する。

第13条 日当は、当協会が必要と認めた場合一日につき5,000円を支給する。

第四章 旅費の調整

第14条 特別な事情により、この規程による事が妥当でないと認められる時は、会長又は専務理事が承認した時に限り、増額又は減額する事が出来る。

第15条 業務の都合で、出張者と共に行動する随行者には、会長又は専務理事の承認を得て、同等の旅費を支給する事が出来る。

第五章 競技会旅費

第16条 競技会により、主催者又は関係団体が旅費を負担する場合は、その規程に従う。

第17条 加盟チームの旅費は、競技会要項に従う。但し、交通費は団体扱いとし、学生の場合は、学割を利用する。

第六章 本規程の変更

第18条 本規程の変更は、当協会理事会の議決により変更する事が出来る。

附則

この規程は、平成17年8月1日より施行する。

附則（平成24年5月13日理事会決議）

この規程は、決議の日（平成24年5月13日）より施行する。

附則（令和4年3月13日理事会決議）

この規程は、決議の日（令和4年3月13日）より施行する。